



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

# 令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

## 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

- 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方  
または
- 令和4年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省  
コールセンター

**0120-811-166**

(受付時間: 平日9:00~18:00)

■ 久米島町福祉課  
「子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分)」窓口

**098-985-7124**

(受付時間: 平日8:30~17:15)

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金



で検索